

平成21年度障害者自立支援対策臨時特例交付金交付要綱（案）

（通則）

- 1 障害者自立支援対策臨時特例交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この交付金は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）（以下「新法」という。）の施行に伴う事業者に対する運営の安定化等を図る措置、新法への移行等のための円滑な実施を図る措置、福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置及び福祉・介護人材の処遇改善を図る措置を図るため、都道府県に設置する基金の造成に必要な経費を交付することにより、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するとともに、福祉・介護人材の育成・定着を支援することを目的とする。

（交付対象事業）

- 3 この交付金は、平成19年2月6日障発第0206004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領」（以下「運営要領」という。）に基づいて、都道府県が行う基金の造成（以下「事業」という。）に必要な経費を交付の対象とする。

（交付額の算定方法）

- 4 この交付金の交付額は、次の（1）から（4）により算定された額の合計額とする。
 - （1）事業者に対する運営の安定化等を図る措置分
事業者に対する運営の安定化等を図る措置にかかる交付額は、次により算定された額の合計額（ただし、円未満は切捨てるものとする。）と運営要領に定める別添の1の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。
ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

$$\underline{24,282,886 \text{千円}} \times \frac{\text{当該都道府県の平成20年度旧体系施設総費用額}}{\text{全都道府県の平成20年度旧体系施設総費用額}}$$

ア 事業費 106,118,667千円 × 当該都道府県の交付金所要見込額

全国の交付金所要見込額

※ 交付金所要見込額は、平成20年度自立支援給付費等実績額に当該交付金の交付率を乗じて算出した額。

※ 実際の交付額は、上記の方法により算出した額と事業に要する費用（寄付金その他の収入額を控除したもの。）のいずれか低い方の額。

イ 事務費

① 各都道府県定額分 279,227千円 / 47都道府県

当該都道府県の請求事業所数

② 事業所数比例分 639,037千円 ×

全国の請求事業所数

※ 実際の交付額は、上記の方法により算出した額と事業に要する費用（寄付金その他の収入額を控除したもの。）のいずれか低い方の額。

（交付の条件）

5 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- （1）事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- （2）事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- （3）事業が完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- （4）事業に係る経理と他の経理は区別しなければならない。
- （5）交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式3による調書を作成し、これを事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- （6）基金は善良な管理者の注意をもって管理し、2の目的に反して、基金を取り崩し、処分及び担保に供してはならない。
- （7）都道府県は、毎年度基金事業に係る経理の精算終了後、別に定めるところにより、事業実施報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- （8）基金を解散する場合には、解散するときに保有する基金の残余额を厚生労働大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。
- （9）基金の解散後においても、助成事業者からの返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。

（申請手続）

6 この交付金の交付の申請は、別紙様式1による申請書に關係書類を添えて、平成 年 月 日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

7 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続に従い、平成 年 月 日までに行うものとする。

(実績報告)

8 この交付金の事業実績報告は、基金設置後速やかに（5の（2）に掲げる条件により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）又は平成 年 月 日のいずれか早い日までに別紙様式2による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(交付金の返還)

9 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

10 特別の事情により4、6、7及び8に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別紙様式1)

第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成21年度障害者自立支援対策臨時特例交付金の交付申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- | | | | |
|---|-------------------|---|---|
| 1 | 交付申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 基金造成経費所要額調書（別紙1） | | |
| 3 | 基金造成事業計画書（別紙2） | | |
| 4 | 添付書類 | | |
| | (1) 歳入歳出予算（見込）書抄本 | | |
| | (2) その他参考となる書類 | | |

基金造成経費所要額調書

区分	基金造成に要する経費の支出予定額 (A) 円	寄付金その他の収入額 (B) 円	差引額 (A - B) (C) 円	算出された合計額 (D) 円	交付金所要額 (CとDを比較して少ない方の額) 円
(1) 事業者に対する運営の安定化等を図る措置分					
(2) 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置分					
(3) 福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置分					
(4) 福祉・介護人材の処遇改善を図る措置分					
合 計					

基金造成事業計画書

基金の保有区分	保管予定額	備 考
	(円)	
合計額		

- (注) 1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。
2 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。

(別紙様式2)

第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成21年度障害者自立支援対策臨時特例交付金の事業実績報告について

標記について、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- | | | |
|----------------------|---|---|
| 1 交付精算額 | 金 | 円 |
| 2 基金造成経費精算書 (別紙1) | | |
| 3 基金造成事業実施状況調書 (別紙2) | | |
| 4 添付書類 | | |
| (1) 条例 | | |
| (2) 歳入歳出決算 (見込) 書抄本 | | |
| (3) その他参考となる書類 | | |

別紙2

基金造成事業実施状況調書

基金の 保有区分	造成年月日	保管額	年利率	備 考
		円		
合計額				

(別紙様式3)

平成21年度障害者自立支援対策臨時特例交付金調書

平成21年度 厚生労働省所管

国			都道府県								備考		
歳出予算科目	交付決定額	交付率	歳入				歳出						
			科目	予算額	収済額	入額	科目	予算額	うち交付相当額	支済額		出額	うち交付相当額

(記入要領)

- 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで）を記載すること。
- 2 「都道府県」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。